

# 奈良市への事前協議を要する運用一覧

## 積立資産の目的外使用

手続き番号	協議内容	【経理等通知】	目的外に使用するための条件※ <sup>1</sup>	奈良市への事前協議の要否		使途範囲※ <sup>2</sup>
				社会福祉法人 学校法人	それ以外	
①	人件費積立資産、修繕費積立資産、備品等購入積立資産を、それぞれの積立目的以外に使用する場合	1 (3)	要件1	必要	必要	<b>その施設の運営や入所児童の処遇に必要な経費</b> (1) 人件費、光熱水費等通常経費の不足分の補填 (2) 建物の修繕、模様替え等 (3) 建物附属設備の更新 (4) 省力化機器並びにソーラーシステム、集中冷暖房、給湯設備、フェンス、スプリンクラー、防火設備等の設備の整備 (5) 花壇、遊歩道等の環境の整備、その施設の用に供する駐車場、道路の補填等 (6) 登所バス等の購入、修理等  <b>【経理等通知】別表2</b> ※1～3は保育所等を経営する事業に必要なものに限る 1. 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費※ <sup>3</sup> 2. 保育所等の土地又は建物の賃借料 3. 以上の経費に係る借入金（利息部分を含む）の償還又は積立のための支出 4. 保育所等を経営する事業に係る租税公課
②	保育所施設・設備整備積立資産（土地取得を含まない）を、積立目的以外に使用する場合、又は同一の設置者が設置する他の保育所当の施設・設備に充てようとする場合	1 (4)	要件2	必要	必要	
③	人件費積立資産、保育所施設・設備整備積立資産（土地取得を含む）を、それぞれの積立目的以外に使用する場合	1 (6)	要件3	不要 ただし理事会の承認が必要	必要	

## 前期末支払資金残高の取り崩し

手続き番号	協議内容	経理等通知	取崩すための条件※ <sup>1</sup>	奈良市への事前協議の要否		使途範囲※ <sup>2</sup>
				社会福祉法人 学校法人	それ以外	
④	当該施設の人件費、光熱水費等通常経費の不足分への充当を行う場合で、前期末支払資金残高から取り崩す額の合計額が、その年度の取崩しを必要とする施設に係る拠点区分の事業活動収入計（予算額）の3%を超える場合  ※ただし、自然災害その他やむを得ない事由により取崩しを必要とする場合を除く	3 (1)	要件1	必要	必要	<b>その施設の運営や入所児童の処遇に必要な経費</b> (1) 人件費、光熱水費等通常経費の不足分の補填 (2) 建物の修繕、模様替え等 (3) 建物附属設備の更新 (4) 省力化機器並びにソーラーシステム、集中冷暖房、給湯設備、フェンス、スプリンクラー、防火設備等の設備の整備 (5) 花壇、遊歩道等の環境の整備、その施設の用に供する駐車場、道路の補填等 (6) 登所バス等の購入、修理等  <b>【経理等通知】別表2</b> ※1～3は保育所等を経営する事業に必要なものに限る 1. 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費※ <sup>3</sup> 2. 保育所等の土地又は建物の賃借料 3. 以上の経費に係る借入金（利息部分を含む）の償還又は積立のための支出 4. 保育所等を経営する事業に係る租税公課
			要件2			
			要件3	不要 ただし理事会の承認が必要	必要	
⑤	前期末支払資金残高を以下の経費へ充当する場合※ <sup>4</sup>  ・法人本部の運営経費  ・同一の設置者が運営する第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業並びに子育て支援事業の運営、施設設備の整備等に要する費用  ・同一の設置者が運営する公益事業（子育て支援事業を除く）の運営、施設設備の整備等に要する経費	3 (2)	要件1	充当不可	充当不可	法人本部の運営経費の使途範囲は【運用通知】問13参照
			要件2			
			要件3	不要 ただし理事会の承認が必要	必要	

※<sup>1</sup> 要件1～3の内容は、別紙「委託費の弾力運用について（概要）」及び各厚生労働省通知をご確認ください。

※<sup>2</sup> 各種積立金の目的外使用、及び前期末支払資金残高の取崩しの使途範囲は、【取扱い通知】5及び7を参照してください。

※<sup>3</sup> 保育所等の建物（保育所等を経営する事業を行う上で不可欠な車庫、物置及び駐車場等を含む）及び建物附属設備の整備、修繕並びに模様替、並びに、入所者処遇上必要な屋外遊具、屋外証明、花壇、門扉扉の整備等の環境の改善を指し、土地取得費や保育所等以外の建物・設備の整備、修繕等は含まないこと。

※<sup>4</sup> 充当する額がその年度の取崩しを必要とする施設に係る拠点区分の事業活動収入計（予算額）の3%以下であっても、表に記載の通り奈良市への協議（社会福祉法人又は学校法人の場合は理事会の承認）をしてください。